R06-08　【リーフ】義務化されました！ 相続登記の申請

お知らせしたい６つのこと（農業関係機関・団体向け） 改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 1 | 表　題前　文 | ・前版「相続登記の申請が義務化されました！」を変更、「お知らせしたい５つのこと」を「６つのこと」に変更・過去形に変更（義務化されます→義務化されました）・所有者不明農地の面積など状況説明を省き、前文を簡素化する一方、本リーフレットの紹介概要を追加 |
| 3 | １　民法の見直し表　題1. 相隣関係規定の見直し
 | ・過去形に変更（施行されます→施行されました）・木の枝の越境で、吹き出しの表記を変更（「現在は…」→「これまでは…」）、「これからは」の①相当の期間内に（２週間程度）を追加・木の根の越境で、吹き出しの表記を変更（「現在でも…」→「これまでも…」） |
| 4 | 1. 所有者不明土地・建物管理制度の創設

④　長期間経過後の遺産分割 | ・吹き出しの表記を変更（「現在は…」→「これまでは…」）、「これからは」に「これまでの制度に加え、」「を新たに追加」」を追加・「原則として」を追加 |
| 5 | ①　相続登記の申請義務化　相続登記の申請の義務化の主な留意点　３正当な理由がなく登記の申請を怠った場合②　相続人申告登記の創設 | 「１０万円以下の過料」を「１０万円以下の過料の適用対象」に変更・（遺言がある場合や遺産分割協議成立後は対象外）を追加 |
| 6 | ④所有不動産記録証明制度の創設３　相続土地国庫帰属制度の創設　留意点 | ・「相続登記の代理申請を専門家（司法書士・弁護士）に依頼することもでき、その場合には専門家への報酬（その額は事例等により異なる）が発生します。司法書士にご相談を希望される場合には、下記二次元コードをご参照ください。」を追記・＊）田、畑は面積に関わらず２０万円（ただし、市街化区域、農用地区域等の田、畑は面積区分に応じた算定、１０アール約１１０万円、1ヘクタール約７００万円）を追記 |
| ７ | お知らせしたい６つのこと①相続登記申請の義務化と相続人申告登記について相続人に周知しましょう②農地等は農業委員会への届出が必要なことを周知しましょう | ・「５つのこと」を「６つのこと」に変更・「相続登記申請の義務化」の後に「と相続人申告登記について」を追記・「相続人は①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らその相続人である旨を登記官に申告すれば、申告義務を果たしたものとみなされます（5ページ参照）。このほか、相続により土地を取得した人が相続登記をしないで死亡した場合や、不動産の価格が１００万円以下の土地に係る相続登記については、登録免許税の免税措置（令和７年3月31日まで）であることもお知らせしましょう。」を追記（新設）・「今回の民法・不動産登記法改正以前から農地等を相続した人は農業委員会への届出が義務化されています（農地法第3条の３）届出は相続を知った時点から１０カ月以内と相続登記が完了した時点に必要です（特に前者が適正に実施されるよう市町村の死亡届出窓口や市町村だよりなどで周知しましょう）。」を追記 |
| 8 | ⑤共有農地の扱いについて理解しましょう | ・共有農地の貸借「農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理機構に対する農地中間管理権等の設定（貸借権・使用貸借権・経営受託権、４０年以内）」に変更「共有者の１/２」から「共有者の持分１/２」に変更「農地中間管理機構に利用権設定（２０年以内）」を「農地中間管理機構に貸付け（４０年以内の貸借権、使用貸借権）」に変更 |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。